
第8期

茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

令和3年度～令和5年度

【概要版】



茅ヶ崎市

目次

■本計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 第8期計画の計画期間	2
3 第8期計画の取組及び基本理念と基本方針	2
■基本方針ごとの施策	4
基本方針1 高齢者の多様な生きがいつくりの支援	4
基本方針2 高齢者の健康づくりと介護予防の充実	4
基本方針3 高齢者が安心して暮らせるまちづくり	4
基本方針4 地域における高齢者の支援体制づくり	5
基本方針5 認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり	5
基本方針6 介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実	5
■第8期計画の主な取組	6
1 SDGs 推進に向けた取組	6
2 新たな日常生活圏域	6
3 国の基本指針等に関する本市の対応	7
■介護給付費等の将来見通しと介護保険料	8
1 将来推計	8
2 介護保険施設等の整備目標の設定	10
3 介護給付の見込み額について	11
4 介護（予防）給付費の財源構成	11
5 介護保険料の基準額	11

■事業の掲載について■

市は、上位計画である総合計画の前期実施計画の策定を令和2年度中に行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響を考慮し、計画策定を2年間延期し、計画期間を令和5年度から令和7年度までとすることとなりました。

これに伴い、本計画を含む各種計画についても個別の事業は掲載していません。

本計画の概要

1 計画策定の趣旨

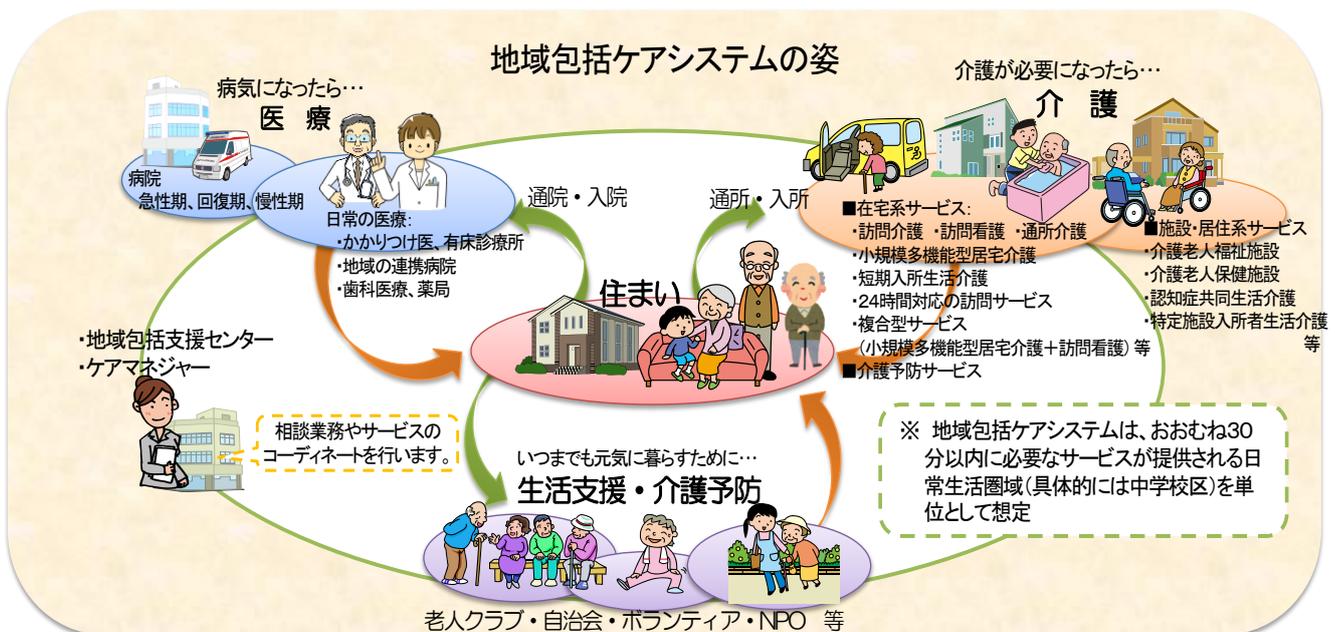
本市では、平成30年度から令和2年度までを計画期間とする「第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「第7期計画」という。）を策定し、「地域包括ケアシステム」の深化・推進に取り組んできました。

第7期計画の内容やその課題から、今後3年間の高齢者福祉施策及び介護保険事業において取り組むべき事項を整理するとともに、世界的に流行した新型コロナウイルス感染症等による高齢者を取り巻く状況の変化を踏まえ、本市では、令和3年度から5年度までを計画期間とする「第8期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（以下「第8期計画」という。）を策定し、「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進に取り組んでいきます。

また、第8期計画は、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる令和7年（2025年）、1.5人の現役世代（生産年齢人口）が1人の高齢者を支えると予想される令和22年（2040年）を見据え、中長期的な視野を持ちながら策定をしています。

地域包括ケアシステム

地域包括ケアシステムとは、団塊の世代が75歳以上となる令和7年（2025年）を目途に、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続できるようにするため、医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される社会的な仕組みのことを指します。

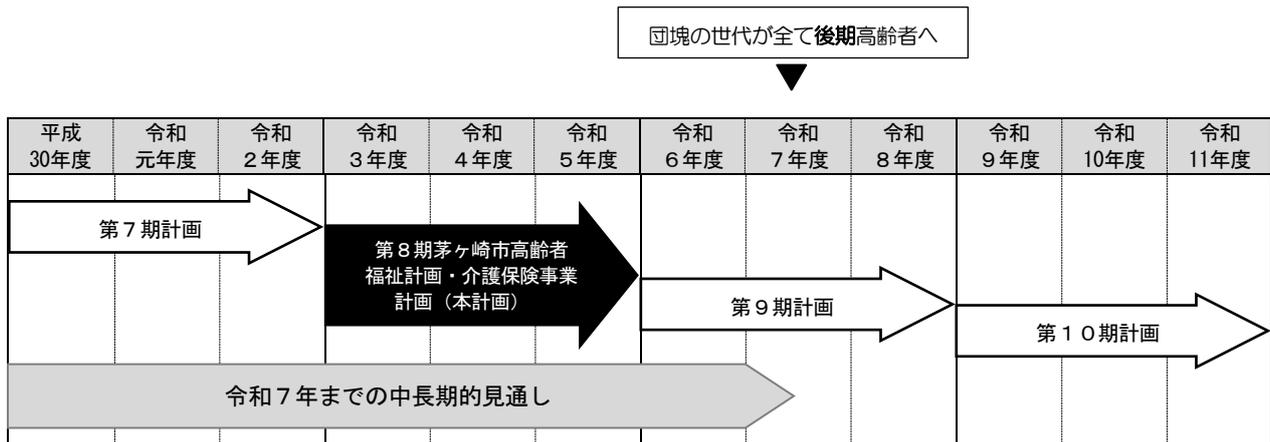


(資料 厚生労働省)

2 第8期計画の計画期間

第8期計画は、老人福祉法（第20条の8）に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法（第117条）に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体のものとして策定するものであり、神奈川県が策定する「かながわ高齢者保健福祉計画」と連携するものです。

第8期計画の計画期間は令和3年度から令和5年度までの3か年です。



3 第8期計画の取組及び基本理念と基本方針

第8期計画では、第9期計画期間中にあたる令和7年の本市の高齢者の状況や介護需要等を見据え、第6期計画から段階的な構築を目指している「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進に取り組めます。

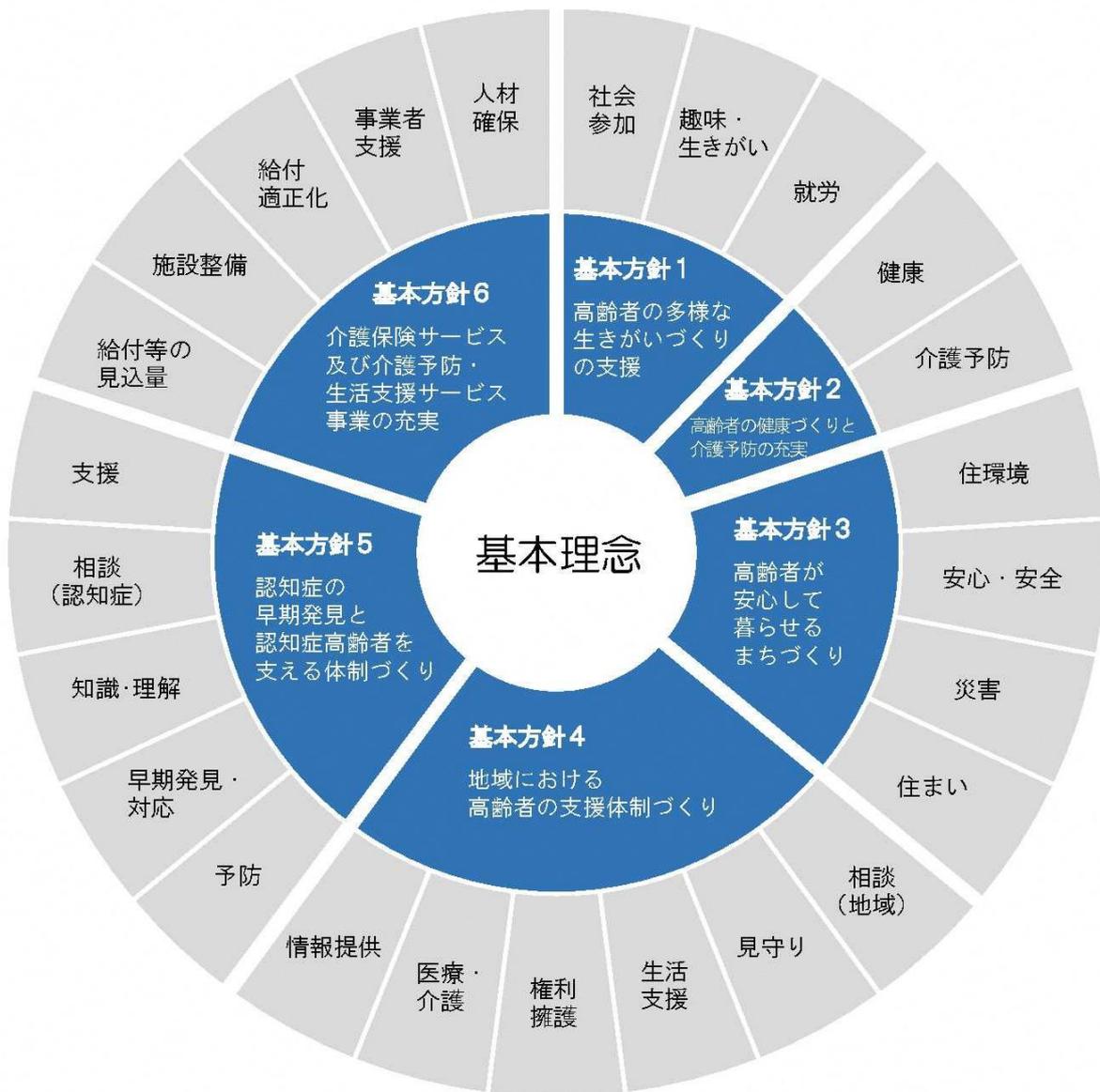
そのため、第8期計画では第7期計画の基本理念及び6つの基本方針を踏襲し、取組を進めます。

6つの基本方針は、地域包括ケアシステムの5つの構成要素（医療、介護、予防、住まい、生活支援）と紐づいていることから、第8期計画を推進していくことが地域包括ケアシステムの更なる深化・推進につながります。また、令和12年までに持続可能でより良い世界を目指す国際目標である「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を各基本方針に取り入れました。さらに、世界的に流行した新型コロナウイルス感染症をはじめとした感染症への対策として、事業の見直し等を図りながら、新しい生活様式への対応などの取組を進め、高齢者が安全で安心な生活が送れるよう、計画を推進していきます。

◆ 基本理念 ◆

超高齢社会において、高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じた自立した日常生活を送ることができるよう、地域の支え合いの力が連携して機能し、効果を発揮できる仕組みづくりを進め、高齢者一人ひとりの日々充実した暮らしの実現を目指す。

〈 基本体系概念図 〉



基本方針ごとの施策

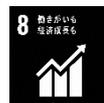
基本方針 1

高齢者の多様な生きがいの支援

高齢者が地域でいきいきと生活することができるよう、趣味の活動や生涯学習、社会参加などを促すための支援を行います。また、活動機会や情報の提供に加え、活動の拠点となる施設の維持管理や、各種活動の場を確保することにも取り組み、基本方針1の取組を通じて、アクティブシニアが地域で活躍できるような支援を行います。

【施策の方向性】

- (1) 高齢者の社会参加の促進と地域活動の支援（社会参加）
- (2) 趣味や生きがいの支援（趣味・生きがい）
- (3) 就労支援の充実（就労）



基本方針 2

高齢者の健康づくりと介護予防の充実

高齢者がいつまでも元気で、生涯にわたって活躍できるよう、日常の中での健康づくりや、疾病・介護予防に関する取組の充実に重点を置き、基本方針2の取組を通じて、高齢者の健康寿命の延伸に努めていきます。

【施策の方向性】

- (1) 健康づくり、健康増進（健康）
- (2) 介護予防の取組支援及び介護予防に対する意識の啓発（介護予防）



基本方針 3

高齢者が安心して暮らせるまちづくり

高齢者が安心して暮らせるよう、防犯や災害等の緊急時への備えのほか、交通安全対策、住環境の整備、住まいの確保の取組などを推進し、基本方針3の取組を通じて、住み慣れた地域で安心して暮らすことのできる安心、安全なまちづくりを目指します。

【施策の方向性】

- (1) 高齢社会に対応した住環境づくり（住環境）
- (2) 安心・安全なまちづくり（安心・安全）
- (3) 災害に強いまちづくり（災害）
- (4) 高齢者の住まいの確保（住まい）



基本方針4

地域における高齢者の支援体制づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくためには、地域の中で関係を築き、地域で高齢者を支える包括的な支援体制づくりが必要となります。地域に存在する多様な主体との連携や基盤の整備を行い、基本方針4の取組を通じて地域包括ケアシステムの更なる深化・推進に取り組んでいきます。

【施策の方向性】

- (1) 地域の相談窓口の周知と機能強化（相談(地域)）
- (2) 地域力を活かした見守り及び支援体制づくりの推進（見守り）
- (3) 生活支援サービスの充実・強化（生活支援）
- (4) 高齢者の権利擁護の推進（権利擁護）
- (5) 在宅医療及び医療と介護の連携の推進（医療・介護）
- (6) 高齢者への分かりやすい情報の提供（情報提供）



基本方針5

認知症の早期発見と認知症高齢者を支える体制づくり

「予防」と「共生社会」の実現を目指し、認知症の予防に努めるとともに、認知症の症状が現れた後も地域で生活ができるように、基本方針5の取組を通じて、認知症に対する周囲の方々の正しい理解の促進や、認知症高齢者、認知症の家族を支えるための体制づくりに努めます。

【施策の方向性】

- (1) 認知症の予防に向けた取組の充実強化（予防）
- (2) 認知症の早期発見・早期対応に向けた取組（早期発見・対応）
- (3) 認知症に対する正しい知識・理解の普及啓発（知識・理解）
- (4) 認知症に関する相談窓口の充実強化（相談(認知症)）
- (5) 認知症高齢者の支援体制づくり（支援）



基本方針6

介護保険サービス及び介護予防・生活支援サービス事業の充実

要介護等認定者が介護保険及び介護予防・生活支援サービス事業の利用を通じて、自立した日常生活を送ることができるように、サービスの充実に取り組めます。

【施策の方向性】

- (1) 保険給付等の将来見通し（給付等の見込量）
- (2) 介護保険施設等の整備目標の設定（施設整備）
- (3) 給付適正化の推進（給付適正化）
- (4) 介護事業者への支援（事業者支援）
- (5) 介護人材の確保・定着、業務効率化への取組（人材確保）



第8期計画の主な取組

1 SDGs推進に向けた取組

SDGs（Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標））とは、平成27年9月の国連サミットにおいて、日本を含む全193か国の合意により採択された国際社会全体の共通目標です。平成28年から令和12年までの間に達成すべき17のゴール（目標）と、それに連なり具体的に示された169のターゲットから構成されています。

本市では、令和3年度から始まる「茅ヶ崎市総合計画」において、市民や企業、行政がSDGsという共通言語を持つことにより、茅ヶ崎市の政策目標を共有するとともに、パートナーシップを深め、お互いの力を活かしながら地域課題の解決を目指しており、本計画においてもこの考えのもと、多様な主体が連携・協力し、計画を推進します。

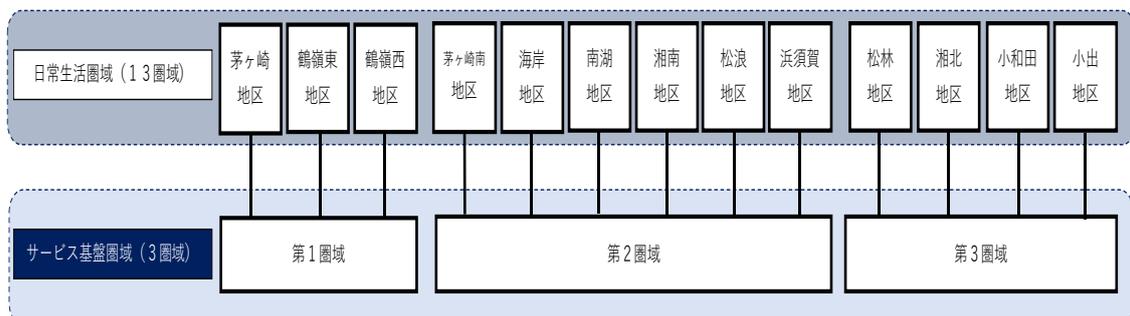


2 新たな日常生活圏域

「日常生活圏域」とは、高齢者が住み慣れた地域で適切なサービスを受けながら生活を継続できるように、地理的条件・人口・交通事情その他の社会的条件、介護給付等のサービスを提供するための施設の整備状況などを総合的に勘案し、地域の特性に応じて市町村内を区分したものです。

本市では、3圏域であった日常生活圏域について、本市のまちづくりの単位と同一の13圏域に設定します。これにより、本市のまちづくりの施策と介護保険事業計画の各施策の整合をより図ることが可能となります。更に新たに「サービス基盤圏域」を設け、地域密着型サービスに係る施設整備など地域密着型サービスの提供体制の整備単位としました。

〈 日常生活圏域とサービス基盤圏域 〉



3 国の基本指針等に関する本市の対応

●重層的支援体制整備事業について

地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」に取り組みます。

●認知症施策推進大綱等を踏まえた認知症に関する施策の推進等について

今まで実施してきた認知症に係る事業を継続して実施していくとともに、市民の状況を把握し、状況に応じて適切な事業展開を進めていきます。

●地域包括支援センターの機能強化について

今後、さらなる少子高齢化や近隣関係の希薄化等の社会情勢の変化により、「制度のはざま」や「複合課題」等の多様な課題を抱えた事例の増加が見込まれます。

本市では、令和4年4月に総合相談担当を市庁舎内に新設することにあわせ、福祉相談室の初期相談機能を地域包括支援センターに統合することにより、地域包括支援センターの人員体制の強化を図り、相談支援の充実に努めます。

●高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について

健康寿命の延伸のため、高齢者の保健事業と介護予防事業、国民健康保険の保健事業を一体的に取り組み、より効率的、効果的に高齢者の健康の維持増進を図っていきます。

●災害や感染症対策に係る体制整備について

近年の災害の発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、介護事業所等と連携し、防災や感染症対策について周知啓発、研修、訓練を実施します。

また、市と介護事業所等が連携した災害等発生時の支援・応援体制の強化に取り組みます。

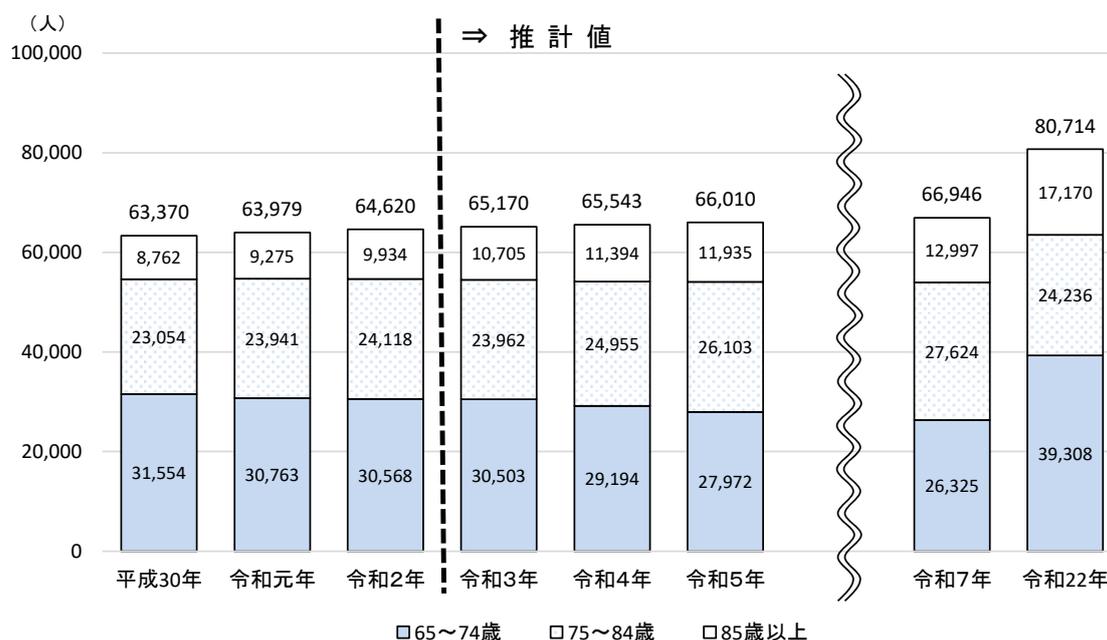


介護給付費等の将来見通しと介護保険料

1 将来推計

(1) 第1号被保険者推計

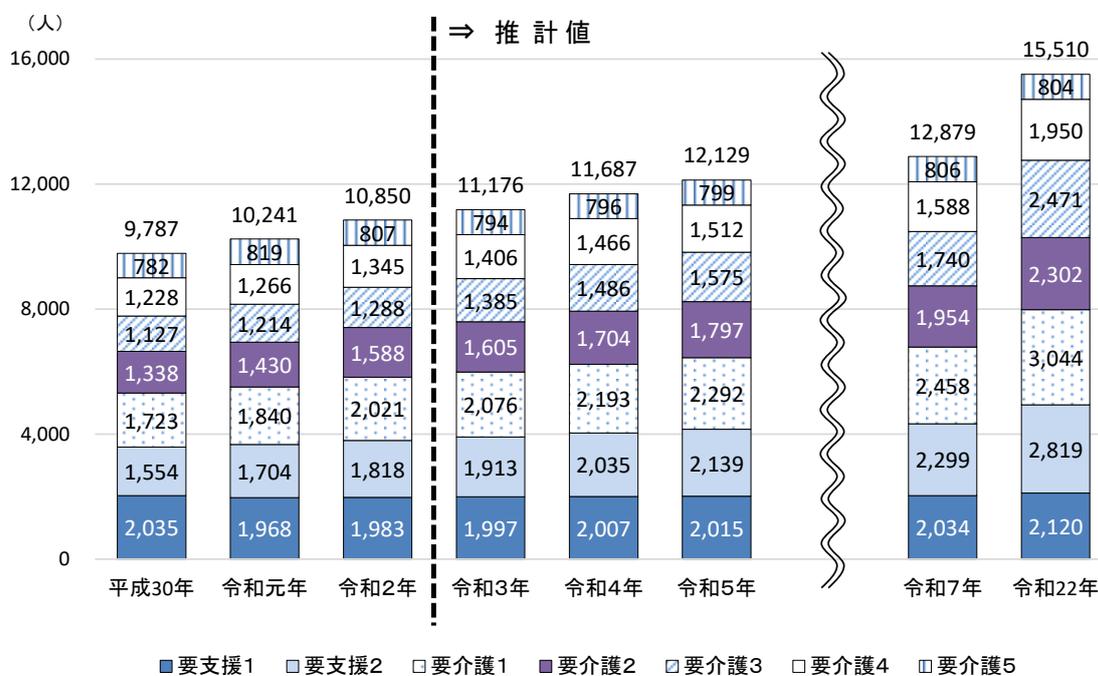
第1号被保険者数は増加傾向にあり、令和22年には80,714人になると見込まれます。年代別にみると、前期高齢者（65～74歳）は令和7年までは減少傾向にあるものの、後期高齢者（75歳以上）は増加傾向にあり、前期高齢者の人数を上回っています。



(各年9月末日現在)

(2) 要介護等認定者推計

要介護等認定者数は増加傾向にあり、令和22年には15,510人になると見込まれます。要介護等の状態区分ごとにみると、要支援2から要介護4は増加傾向にあり、特に「要介護3」の伸び幅が大きくなっています。



※認定者数は第2号被保険者も含む（各年9月末日現在）

2

介護保険施設等の整備目標の設定

(1) 施設・居住系サービスの整備目標

区分	項目	第7期 計画実績	第8期計画整備目標			
		R2	R3	R4	R5	
介護老人福祉施設	か所数	11か所	11か所	11か所	11か所	
	床数	790人	790人	790人	790人	
介護老人保健施設	か所数	6か所	6か所	5か所	5か所	
	床数	626人	626人	536人	536人	
介護療養型医療施設	か所数	1か所	1か所	0か所	0か所	
	床数	56人	56人	0人	0人	
介護医療院	か所数	0か所	0か所	1か所	1か所	
	床数	0人	0人	56人	56人	
介護専用型特定施設	か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	
	床数	70人	70人	70人	70人	
介護専用型以外の 特定施設	か所数	11か所	11か所	11か所	11か所	
	床数	549人	599人	599人	599人	

※令和3年度～令和5年度は、年度末か所数及び定員。令和2年度は、年度末見込を記載しています。
 ※介護専用型以外の特定施設のか所数については、公募を行うため数字が変動する可能性があります。

(2) 地域密着型サービスの整備目標

区分	サービス 基盤圏域	第7期 計画実績	第8期計画整備目標			
		R2	R3	R4	R5	
定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	—	1か所	1か所	1か所	1か所	
夜間対応型訪問介護	—	0か所	0か所	0か所	0か所	
地域密着型通所介護	第1圏域	9か所	—	—	—	
	第2圏域	20か所	—	—	—	
	第3圏域	12か所	—	—	—	
認知症対応型通所介護	第1圏域	1か所	—	—	—	
	第2圏域	0か所	—	—	—	
	第3圏域	0か所	—	—	—	
小規模多機能型居宅介護	第1圏域	1か所	1か所	1か所	1か所	
	第2圏域	4か所	4か所	4か所	4か所	
	第3圏域	2か所	3か所	3か所	3か所	
認知症対応型 共同生活介護	第1圏域	3か所	3か所	3か所	3か所	
		54人	54人	54人	54人	
	第2圏域	5か所	5か所	5か所	5か所	
		90人	90人	90人	90人	
	第3圏域	4か所	4か所	4か所	4か所	
定員数合計	63人	63人	63人	63人		
地域密着型 特定施設入居者生活介護	第1圏域	1か所	1か所	1か所	1か所	
		29人	29人	29人	29人	
地域密着型 介護老人福祉施設 入所者生活介護	第3圏域	1か所	1か所	1か所	1か所	
		29人	29人	29人	29人	
看護小規模多機能型 居宅介護	第1圏域	1か所	1か所	1か所	1か所	
	第2圏域	1か所	1か所	1か所	1か所	
	第3圏域	1か所	1か所	1か所	1か所	

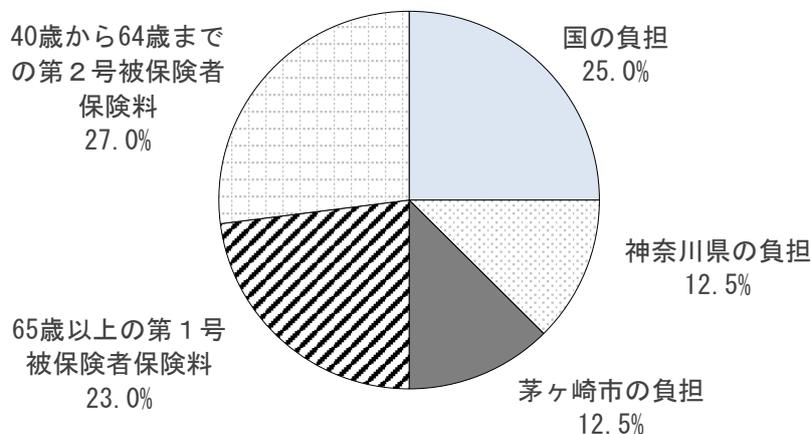
※地域密着型通所介護及び認知症対応型通所介護については、指定事業所数を制限しないため第8期計画整備目標を設定しません。
 ※令和3年度～5年度は、年度末か所数及び定員。令和2年度は、年度末見込みを記載しています。

3 介護給付の見込み額について

	令和3年度	令和4年度	令和5年度
在宅サービス	81.0億円	85.6億円	89.7億円
居住系サービス	19.8億円	20.5億円	20.9億円
施設サービス	44.2億円	44.7億円	45.1億円
高額介護サービス費等給付費	7.6億円	7.6億円	8.0億円
地域支援事業費	9.9億円	11.1億円	11.7億円
合計	162.5億円	169.5億円	175.3億円

※端数処理のため、合計は内訳と一致しない場合があります。

4 介護（予防）給付費の財源構成



5 介護保険料の基準額

令和3年度～5年度の間に必要な保険給付費をまかなえるように算出した介護保険料の基準額は次のとおりです。

年額 59,760円（月額4,980円 × 12か月）



第8期計画の介護保険事業計画における介護保険料の設定について

	対象となる方	基準額に対する割合	保険料の年額 (月額)
第1段階	老齢福祉年金受給者又は生活保護受給者 市町村民税世帯非課税で、本人の基準判定 所得金額等が80万円以下	0.30	17,928円 (1,494円)
第2段階	市町村民税世帯非課税で、本人の基準判定 所得金額等が80万円を超え120万円以下	0.45	26,892円 (2,241円)
第3段階	市町村民税世帯非課税で、本人の基準判定 所得金額等が120万円を超える	0.70	41,832円 (3,486円)
第4段階	市町村民税世帯非課税で、本人の基準判定 所得金額等が80万円以下 (世帯に市町村民税課税者あり)	0.80	47,808円 (3,984円)
第5段階	市町村民税世帯非課税で、本人の基準判定 所得金額等が80万円を超える (世帯に市町村税課税者あり)	1.00	59,760円 (4,980円)
第6段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額 等が120万円未満	1.15	68,724円 (5,727円)
第7段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額 等が120万円以上210万円未満	1.25	74,700円 (6,225円)
第8段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額 等が210万円以上320万円未満	1.50	89,640円 (7,470円)
第9段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額 等が320万円以上500万円未満	1.60	95,616円 (7,968円)
第10段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額 等が500万円以上800万円未満	1.85	110,556円 (9,213円)
第11段階	本人が市町村民税課税で基準判定所得金額 等が800万円以上	2.10	125,496円 (10,458円)

■基準判定所得金額は、次のとおりとなります。

- 第1～第5段階は、課税年金収入額＋合計所得金額－年金所得金額
- 第6～第11段階は、合計所得金額

第8期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業計画
【令和3年度～令和5年度】（概要版）

令和3年3月発行

発行 茅ヶ崎市

編集 福祉部高齢福祉介護課

〒253-8686

神奈川県茅ヶ崎市茅ヶ崎一丁目1番1号

電話 0467-82-1111（代表）

ホームページ <https://www.city.chigasaki.kanagawa.jp/>

携帯サイト <http://mobile.city.chigasaki.kanagawa.jp/>